

はじめに

「この世界は閉じられた扉だ。障壁であると同時に通路でもある。」
シモーヌ・ヴェイユ（哲学者）

本書はいくつかの意味で、「扉」となることを目指している。

1つには、法学への扉である。これまで法学に無縁であった人たちに向けて、また大学でも法学部「以外」で学ぶ人たちに、一生に一度くらい、法律や法学というものにふれる機会を提供するということである。

また法学を学び始めたものの、何かピンと来ないという方にも、役に立てればと思う。実はこの本の著者自身が学生時代にそうだったし、のちに法学の泰斗となられた研究者のなかにも、最初は法学が好きになれなかったという方は少なくない。

タイトルの「法学」は、学問としての法学を意味している。法学というのは、膨大な法律の内容を頭に詰め込むことだと思われている節がある。しかしそれはまったく間違いで、法学は、法律の内容理解を前提に、端的には法律の解釈という特殊な思考を通じて、社会における紛争の解決をおこなうことを中心的な課題とする学問だといえる。

それはいわゆる「実学」、すなわち社会の役に立つことを使命とする学問であり、機会理性的ないし賢慮という、やや特殊な、他の学問とは大きく異なる思考様式・頭の働かし方をその特徴とする。ただそれは同時に社会のルール全般に適用可能であることから、狭義の法律家に限らず、広く役に立つはずである。少なくともそれを知らずにいるよりも、知っていた方がいいことがある。

ところでこの「扉」については、上記のこととは別に、他の学問分野と法学の間をつなぐ扉ということも意識している。すなわち1つには法学から他の学問分野に通じる扉であり、もう1つには逆に、他の学問分野から法学に通じる扉である。片方から見れば入口で、もう片方から見れば出口ということで構わない。

法学は、他の諸学問からあまりにも孤絶している印象がある。それは「実学」という性格からやむを得ないところはある。しかし他の学問領域においても、多くの優れた研究者や重要な文献が、しばしば法律的な事柄を扱っている。それらは法学の側でも参照に値するし、そのことは逆にそれらの諸学問にとっても、法律的な事柄が大きな意味をもっていることを示している。

法律的な事柄を具体的にみていくと、そこには他の諸学問との間に、無数の通路があることに気づく。本書ではそれらに通じる「扉」のようなものを示すことを試みた。とくに各講の introduction や「学問への扉」は、そのために置かれている。

以上の目的のために、この本では民法を中心に、行政法、憲法、刑法の一部を素材にしながら、法制度や法律自体の解説とあわせて、そこで法学が何を問題にして、何を議論しているのか、どういうところで意見が分かれているのかなどをなるべく具体的に示すことを試みた。上記の法分野はとくに各種の試験のために、法学部以外の学生が勉強しなければならない科目でもあろう。

だから本書の前半（第1講～第3講）では、法律、法学、法律の解釈について概括的にみているが、むしろ後半の具体的な諸論点との組み合わせで理解していただければと思う。後半部分で、前半部分へのレファレンス（参照指示）を多数（執拗なほどに）つけているのはそういう趣旨である。

またそれぞれの小項目のなかで、少なくとも1つは、かならず大学生・キャンパスライフに関係のある内容を取り入れるようにした。

法律の条文は、なるべく「 」内でそのまま転記した。本来は六法で実際の法律の条文にあたるのが望ましいところ、その代替という趣旨である。そのため日本語の文章としては、無骨で読みにくくなっているが、この法律の条文の部分が、まさに現在通用している法律の本体である。

また2017年の債権法改正により内容や文言が変わった箇所と、2018年の成年年齢引下げと相続法改正により変更された箇所を、〔※〕印で示している。

各法を解説した部分は、かなり概略的で、項目や内容的にも不十分であろうし、分かりやすさを優先し、各法領域の見取り図を示すことに重点を置いたため、厳密性を欠く部分が少なくないことをお詫びしたい。

また関連する諸学問の知見の紹介は、まことにアトランダムである。なぜここでマックス・ヴェーバーが出てこないのかとか、ここではシステム理論との関係を示すべきだとか、いくらでも指摘されて仕方ないところだろう。ただ、どのみち「キリがない」ところはあり、それらの学問の「扉」のほんの一例だけを示したものと受け取っていただければうれしい。

なお法学の特色を示すために、余計な雑談の類もいろいろ入れているが、軽い読み物として眺めていただければと思う。「25番教室の窓」は、主に著者の思い出話である。

一般にはほとんど知られていないが、法学はかなり面白い。法学の面白さを知らない他の領域の学徒は気の毒であり、「もったいない」の一言である。

しかし法学だけしか学ぶ機会がない学徒も、また気の毒である。他の学問も、同様に面白いのだし、法学だけをやっていては、逆に他の諸学問と比較した時の法学の固有の面白さも、本当は分からないはずだと思う。

要するに、どちらも面白いのである。法学を学ぶ人には、他の諸学問の豊かな脈にも目を向けてほしいし、法学以外を学んでいる人には、法学の楽しさに気づいてほしいと思う。

2018年9月

長沼 建一郎